

●外国人登録証明書にかわる「在留カード」について

出入国管理および難民認定法の改正により、
平成24年7月9日から新しい在留管理制度が始まります。
新しい制度の開始に伴い、**中長期在留者（※5）に「在留カード」が交付されます。**

※新しい在留管理制度については、以下のホームページをご覧ください。

法務省 入国管理局 新しい在留管理制度がスタート！ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

- ① 氏名
- ② 在留資格
P.9の②に準じて記入してください。
- ③ 在留期間
右図③に記載された在留期間(満了の日)を記入してください。
- ④ 生年月日
- ⑤ 性別
- ⑥ 国籍・地域
- ⑦ 資格外活動許可の有無

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

在留カード例（表面）



在留カード（裏面）



●外国人登録制度の廃止について

平成24年7月9日をもって、外国人登録制度が廃止されます。

ただし、**中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定期間在留カードと見なされます**ので、その人が引き続き外国人登録証明書を所有している場合は、外国人登録証明書等によって必要な届出事項を確認してください。

「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間

平成24年7月9日時点において、本人が有する在留資格およびその年齢により、「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間は、以下のようになります。

永住者	16歳以上の人…平成27年7月8日まで
	16歳未満の人…平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動 (注)	16歳以上の人…在留期間の満了日または平成27年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満の人…在留期間の満了日、平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の 在留資格	16歳以上の人…在留期間の満了日
	16歳未満の人…在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

(注) 特定研究活動等により「5年」の在留期間が付与されている人に限ります。